

## 療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて ～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～

〔 平成 28 年 1 月 28 日 〕  
療養病床の在り方等に関する検討会

### 1. はじめに

#### (本検討会の目的)

- 本検討会は、慢性期の医療・介護ニーズに対応する今後のサービスの提供体制を整備するため、介護療養病床を含む療養病床の在り方をはじめ、具体的な改革の選択肢の整理等を行うことを目的として設置された。

#### (療養病床再編等に関する経緯)

- 平成 18 年の医療制度改革により、療養病床について、患者の状態に即した機能分担を促進する観点から、医療保険・介護保険を一体的に見直し、医療の必要性の高い方々については引き続き医療療養病床で対応するとともに、高齢で医療の必要性の低い方々については、療養病床から移行した老人保健施設等で対応することとして、介護療養病床は平成 23 年度末で廃止することとされた。
- 併せて、医療法についても見直しが行われ、療養病床については看護師及び准看護師の人員配置基準（以下「看護人員配置」という。）が、6 対 1 以上から 4 対 1 以上に引き上げられた。なお、経過措置として平成 23 年度末までは、看護人員配置が 6 対 1 以上でも良いこととされた。
- 平成 23 年度末の廃止が予定されていた介護療養病床については、介護老人保健施設等への移行が進んでいない等の理由により、同年の介護保険法改正において 6 年間の期限の延長が行われた。また、これに併せ、医療療養病床の看護人員配置の経過措置についても同様の延長が行われた。

#### (医療・介護の提供体制の一体的な整備)

- 現在、地域医療構想の策定、地域支援事業の実施をはじめとする平成 37 年（2025 年）に向けた医療・介護提供体制の一体的な整備が進められている。平成 30 年度からは第 7 次医療計画及び第 7 期介護保険事業（支援）計画がスタートし、同年度には診療報酬や介護報酬の同時改定も予定されている。
- このような状況の中、介護療養病床と、医療療養病床のうち、看護人員配置が診療報酬上の基準で 25 対 1 のもの（以下「医療療養病床（25 対 1）」という。）の設置期限である平成 29 年度末を迎えることとなっており、地域医療構想の実現のためにも、対応方針を早期に示すことが求められている。

### (現在のサービス提供類型)

- 現在、慢性期の医療・介護サービスを提供する施設類型としては、主に以下のものなどがあり、次のような役割を担っている。
  - ・ 医療療養病床：主として長期にわたり療養を必要とする者を入院させるための医療保険適用の病床
  - ・ 介護療養病床：主として長期にわたり療養を必要とする者のうち、要介護認定者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話、必要な医療等を提供する病床
  - ・ 介護老人保健施設：要介護者に対し、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療等を提供し、在宅復帰を目指す医療提供施設
  - ・ 特別養護老人ホーム：要介護者そのための生活施設
  - ・ 有料老人ホーム：①入浴、排せつ又は食事の介護、②食事の提供、③洗濯、掃除等の家事、④健康管理のいずれかの事業を行う施設
- 長期療養を必要とする者のうち、病院・診療所への入院の必要はないが、一定程度の医療を必要とする者を中心に、在宅医療・介護サービスを活用している。
- なお、介護療養病床や医療療養病床（25 対 1）の利用者のイメージは以下のとおりである。

#### <利用者のイメージ>

- ・ 現行の利用者の平均年齢は、介護療養病床、医療療養病床（25 対 1）のいずれにおいても 80 歳強であり、僅かながら、医療療養病床（25 対 1）においては 40 歳未満の者も存在しているものの、高齢者が大宗を占める。また、介護の必要性について、医療療養病床（25 対 1）においては、要介護申請を行っていない者がいるものの、これらを除けば、介護療養病床を含め、要介護度 4 以上の者が大宗である。
- ・ 平均在院日数は、特に介護療養病床において長期にわたっており、介護療養病床においては死亡退院が最も多く、医療療養病床（25 対 1）においても自宅退院に次いで死亡退院が多い。
- ・ 介護療養病床や医療療養病床（25 対 1）では、医療療養病床のうち、看護人員配置が診療報酬上の基準で 20 対 1 のもの（以下「医療療養病床（20 対 1）」という。）よりも、比較的医療の必要性が低い者を受け入れている。また、こうした医療の必要性の低い者の中でもその病態は様々で、容体が急変するリスクを抱える者もいると考えられる。

## 2. 新たな選択肢を考えるに当たっての基本的な条件

### (基本的な考え方)

- 新たな選択肢を検討するに当たっては、これらの利用者像と、それに即した機能（サービス）の明確化が必要である。
- 現行の介護療養病床及び医療療養病床（25 対 1）が長期療養の場となり、そこで亡くなる者が多いことに鑑みると、長期間の利用継続に対応する「住まい」の視点を踏まえることが重要である。
- そのため、今後、「医療」「介護」のニーズを併せ持ち、長期の療養が必要となる高齢者に対して、これまでの類型にはない、日常的な医学的管理、一定程度の介護に加え、「住まい」の機能を同時に満たす新たな類型が必要である。
- したがって、新たな類型には、
  - ・ 利用者の生活様式に配慮し、長期に療養生活を送るのにふさわしい、プライバシーの尊重、家族や地域住民との交流が可能となる環境整備
  - ・ 経管栄養や喀痰吸引等を中心とした日常的・継続的な医学管理や、充実した看取りやターミナルケアを実施する体制が求められる。

また、これらの機能を確保する際には、厳しい財政状況も踏まえ、効率的な運営体制の実現に向けた配慮が必要である。

なお、介護療養病床においては、身体拘束ゼロに向けた取組や医師も含めたケアカンファレンスによる多職種連携など、サービスの質の向上に向けた取組が行われてきたところであり、こうした取組は、新たな類型でも引き続き実現されていくことが重要である。

### （新たな選択肢に求められる条件）

- 具体的に、新たな類型については、次のような「利用者の視点」と「実現可能性の視点」が必要となる。

#### 《利用者の視点》

- ・ 提供されるサービスの内容が、利用者の状態（医療の必要度、要介護度など）に即したものであること
- ・ 生活の質（QOL）等の観点も踏まえ、長期にサービスを利用する場として、適切な生活空間が確保されていること
- ・ 費用面から見て、利用者にとって負担可能なものであること

### 《実現可能性の視点》

- ・ 地域のマンパワーで対応可能な形態であること
- ・ 経過措置として、既存施設の有効活用も考慮すること
- ・ 経営者・職員にとって魅力があり、やりがいを感じられるものであること

## 3. 考えられる選択肢

### (本検討会における新たな選択肢の整理)

- 現行の介護療養病床・医療療養病床（25 対 1）が提供している機能を担う選択肢として、新たな選択肢を考えるに当たって、「住まい」の機能の強化を中心とすると、
  - ① 医療を内包した施設類型
  - ② 医療を外から提供する、「住まい」と医療機関の併設類型（※）の類型が考えられる。  
※ 現行制度においても併設は可能だが、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。
- その上で、現行の介護療養病床・医療療養病床（25 対 1）が提供している機能を担う選択肢として、別紙のような対応案が考えられる。
- なお、療養病床を有する個々の医療機関の選択肢としては、これら新たな類型に移行する、医療療養病床（20 対 1）や介護老人保健施設、有料老人ホーム等の既存の類型に移行する、あるいは複数の類型と組み合わせて移行する等、多様な対応の選択肢が考えられる。
- また、実際の移行先は、各医療機関が、入院する患者像や経営状況などを勘案して、既存類型や上記の対応案の中から、自ら選択することとする。
- 個別の制度や法律等については、社会保障審議会医療部会、介護保険部会等において議論を行うものであり、本検討会は、そこでの議論を行うことを前提として、新たな類型を新たな選択肢として追加して提示するものである。  
この新たな類型と既存の類型、在宅医療・介護サービスも活用しながら、利用者像に即した多様な機能（サービス）を用意し、地域差にも配慮しつつ、今後の医療・介護ニーズに適切に対応できる体制を整備することが重要である。

## (別紙) 慢性期の医療・介護ニーズへ対応するためのサービス提供類型

現行の 医療療養病床(20 対 1)	案1 医療内包型		案2 医療外付型	
	案1-1	案1-2	案2	案2
長期療養を目的とした サービス(特に、「医療」の必要性が 高い者を念頭) の特徴	長期療養を目的としたサー ビス(特に、「介護」の必要 性が高い者を念頭)	長期療養を目的としたサー ビス	居住スペースに病院・診療所 が併設した場で提供されるサ ービス	特定施設入居者 生活介護
病院・診療所	長期療養に対応した施設(医療提供施設)	病院・診療所と居住スペース	有料老人ホーム 軽費老人ホーム 養護老人ホーム	
医療区分Ⅲを中心		・医療区分Ⅰを中心 ・長期の医療・介護が必要		
利用者像 医療の必要性が 高い者	医療の必要性が比較的高 く、容体が急変するリスクが ある者	医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者		
医療 機能	・人工呼吸器や中心 静脈栄養などの医療	・喀痰吸引や経管栄養を中 心とした日常的・継続的な 医学管理	多様なニーズに対応する日常的な医学管理	医療は外部の 病院・診療所から 提供
介護 機能	・24 時間の看取り。 ターミナルケア ・当直体制(夜間・休日) ・休日の対応)	・24 時間の看取り・ターミナ ルケア ・当直体制による看取 り・ターミナルケア ・オンコール体制による看取 り・ターミナルケア	・24 時間の看取り・ターミナ ルケア ・当直体制(夜間・休日) ・休日の対応)	併設する病院・診療所からの オンコール体制による看取 り・ターミナルケア
介護ニーズは問わない 機能	介護ニーズは問わない 機能	高い介護ニーズに対応 機能	多様な介護ニーズに対応 機能	

※医療療養病床(20 対 1)と特定施設入居者生活介護については現行制度であり、「新たな類型」の機能がわかりやすいよう併記している。  
 ※案2について、現行制度においても併設は可能だが、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。



参考資料1

療養病床・慢性期医療の在り方の検討に向けて  
～サービス提供体制の新たな選択肢の整理案について～  
に関する参考資料

(療養病床再編等に関する経緯)

# 療養病床に関する経緯①

## S48(1973) 老人福祉法改正 老人医療費無料化

- 「老人病院」が増加。施設代わりの病院利用が促進。  
併せて医師、看護師の配置の薄い病院が増加  
(社会的入院問題)

## S58(1983) 「特例許可老人病院」制度化

- 老人病院を医療法上「特例許可老人病院」と位置づけ、診療報酬上、医師、看護師の配置を減らし介護職員を多く配置する等の介護機能等の点を評価  
(診療報酬は一般病院よりも低く設定)

## H5(1993) 医療法改正 「療養型病床群」の創設

- 一般病院における長期入院患者の増加に対応し、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための療養環境を有する病床として「療養型病床群」を創設(病床単位でも設置できるようにする)



## H12(2000) 介護保険法施行 H13(2001) 医療法改正 「療養病床」の創設

### [介護保険法施行]

- 療養病床の一部<sup>(※1)</sup>について、介護保険法上、主として長期にわたり療養を必要とする要介護者に対して医学的管理、介護などを行う「介護療養型医療施設」<sup>(※2)</sup>として位置づけ(介護療養病床)

- ※1 介護保険法施行時(2000年)は、医療法改正までの間、療養型病床群として位置づけられていた。
- ※2 介護療養型医療施設の一類型として、医療法上の認知症疾患療養病床(精神病棟)を併せて位置づけ。

### [医療法改正]

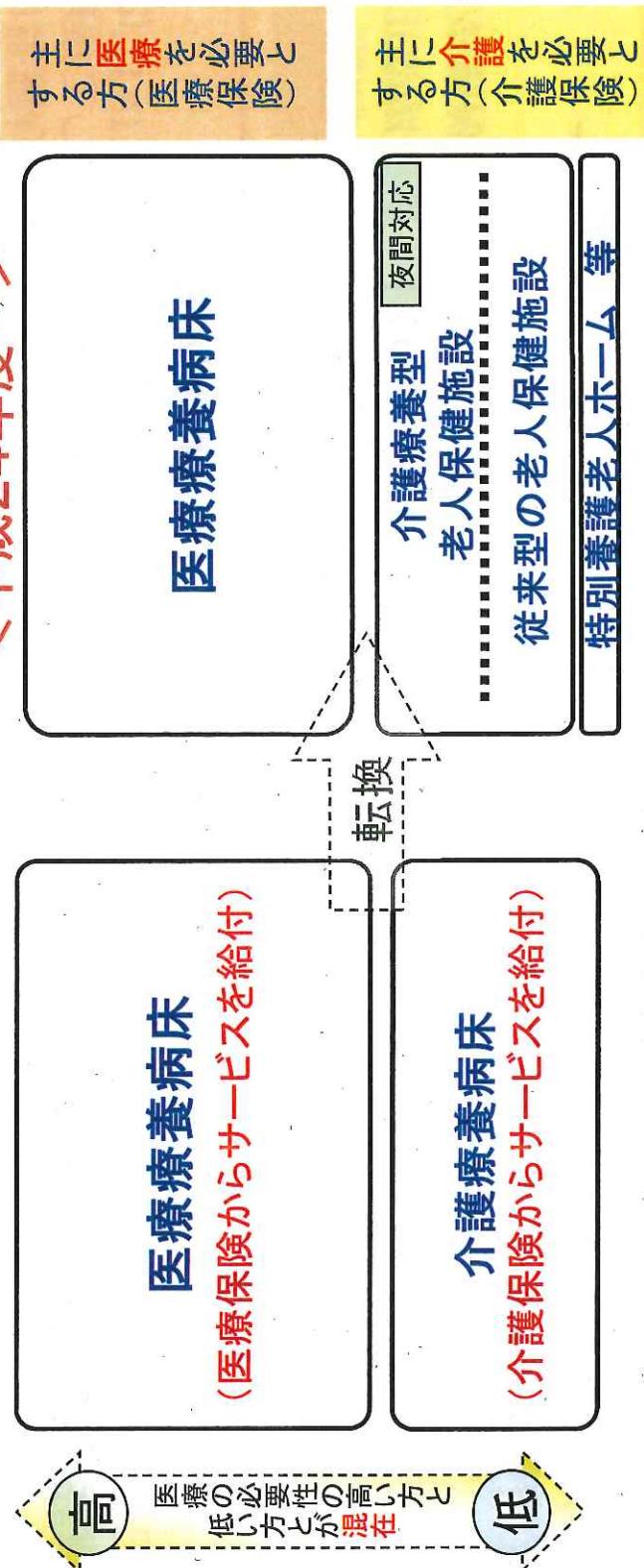
- 療養型病床群と老人病院(特例許可老人病院)を再編し、「療養病床」に一本化

# 療養病床に関する経緯②

## H18(2006) 医療保険制度改革／診療報酬・介護報酬同時改定 介護療養病床のH23年度末での廃止決定

- 同時報酬改定に際し、実態調査の結果、医療療養病床と介護療養病床で入院患者の状況に大きな差が見られなかつた（医療の必要性の高い患者と低い患者が程度混在）ことから、医療保険と介護保険の役割分担が課題
- また、医療保険制度改革の中で、医療費総額抑制を主張する経済財政諮問会議との医療費適正化の議論を受け、患者の状態に応じた療養病床の再編成（老健施設等への転換促進と介護療養病床のH23年度末廃止）を改革の柱として位置づけ
- 同時に、療養病床の診療報酬体系について、気管切開や難病等の患者の疾患・状態に着目した「医療区分」（1～3）、食事・排泄等の患者の自立度に着目した「ADL区分」（1～3）による評価を導入

＜平成24年度～＞



医療区分2・3 … 医師及び看護師により、常時監視・管理を実施している状態や、難病、脊椎損傷、肺炎、褥瘡等の疾患等を有する者  
医療区分1 … 医療区分2・3に該当しない者(より軽度な者)

# 療養病床に関する経緯③

## H23(2011) 介護保険法改正 介護療養病床の廃止・転換期限をH29年度末まで延長

- 介護療養病床の老健施設等への転換が進んでいない現状を踏まえ、転換期限をH29年度末まで6年延長（※平成24年以降、医療療養病床からの転換を含め、介護療養病床の新設は認めない）

### 【介護保険法改正の附帯決議】

介護療養病床の廃止期限の延長については、3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しについて検討すること。

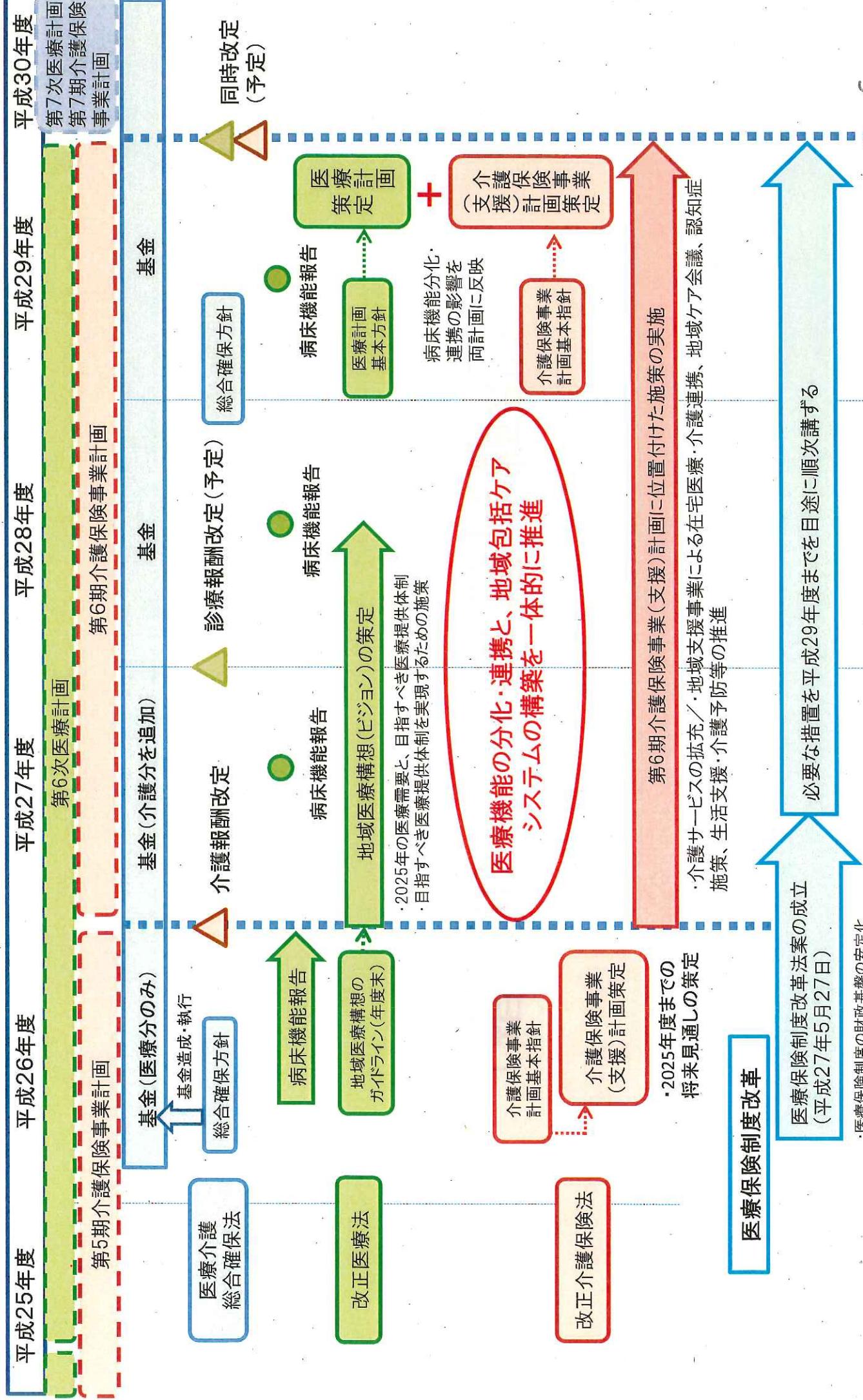
### ＜療養病床数の推移＞

	H18(2006).3月	H24(2012).3月	<参考>H27(2015).3月
介護療養病床数	12.2万床	7.8万床 (△4.4万床)	6.3万床 (△5.9万床)
医療療養病床数	26.2万床	26.7万床 (+0.5万床)	27.7万床 (+1.5万床)
合計	38.4万床	34.5万床	34.0万床

※1 括弧内は平成18年(2006)との比較  
※2 病床数については、病院報告から作成

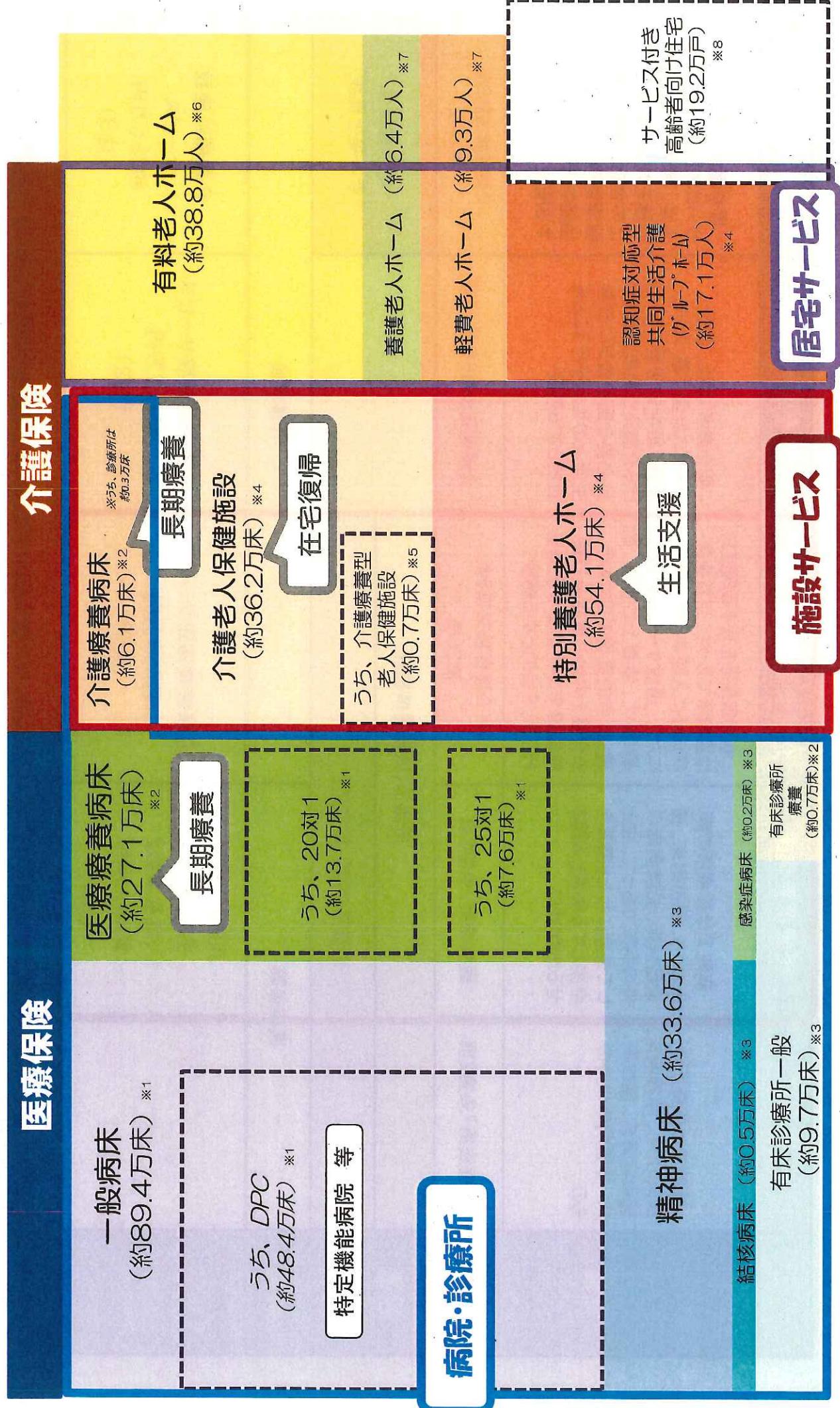
## (医療・介護の提供体制の一體的な整備)

# 医療と介護の一體改革の今後のスケジュール



## (現在のサービス提供類型)

# 医療・介護サービス提供における全像（イメージ）



※5 介護保険総合データベース集計情報より老人保健課推計(平成25年6月分)

※6 老健局高齢者支援課調べ(平成26年7月1日)

※7 平成26年社会福祉施設等調査(平成26年10月1日)

※8 サービス付き高齢者向け住宅情報提供システム(平成27年12月)

※1 施設基準届出(平成26年7月1日)

※2 病院報告(平成27年8月分概数)

※3 医療施設動態調査(平成27年10月末概数)

※4 介護サービス施設・事業所調査(平成26年10月1日)

# 療養病床等の現状

一般病床	医療療養病床	介護療養型医療施設	介護老人保健施設	介護老人福祉施設
定義	病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外のもの	病院又は診療所の病床のうち、精神病床、感染症病床等を有する病院又は診療所で、当該療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他の必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の健康新たに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設
設置根拠		医療法第7条第2項 医療法第7条第2項	旧・介護保険法第8条第26項 介護保険法第8条第27項	介護保険法第8条第26項 (老人福祉施設)
財源	平均的な1人当たりの費用額の推計	医療保険	介護保険	介護福祉施設 サービス 約25.5万円 (注3)
	平成26年度入院基本料1 約59.6万円 平成26年度入院基本料2 約45.8万円 (注1)	介護療養型医療施設 サービス 約35.8万円 (注2)	介護保健施設 サービス 約27.2万円 (注2)	

(注1) 療養病棟入院基本料1及び2を算定する病棟の患者1人1月当たりのレセプト請求金額(平成26年度入院医療等の調査)に基づき、1月を30.4日として1月の請求額を算出。

(注2) 介護サービス受給者1人当たり費用額(介護給付費実態調査平成27年3月審査分)

(注3) 介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における1人当たり費用額(介護給付費実態調査平成27年3月審査分)

# 医療法・介護保険法上の主な人員配置基準

	一般病床(※1) 医療療養病床(※1)	介護療養型 医療施設(※1)	介護老人保健施設	介護老人福祉施設
医師	16対1 3名以上	48対1 3名以上	48対1 3名以上	100対1以上 常勤1以上 健康管理及び療養上 の指導を行うために 必要な数
薬剤師	70対1 1名以上	150対1 1名以上	150対1 1名以上	—
看護職員	看護師及び准看護師 3対1 1名以上	看護師及び准看護師 4対1(※2) 1名以上 看護補助者 4対1(※2)	6対1以上	実情に応じた適当数 (300対1を標準)
介護職員	—	—	6対1以上	3対1以上 (うち看護職員(※3)は 2/7程度を標準)
栄養士	病床数100以上 の病院に1人	病床数100以上の 病院に1人	病床数100以上の 病院に1人	定員100以上の場合、 1以上
介護支援専門員	—	—	1以上 (100対1を標準)	1以上 (入所者の数が100又 はその端数を増すごと に1を標準)

※1 病院の場合の基準であり、診療所は含まれない。

※2 平成30年3月31日までは、6:1でも可。

※3 看護師又は准看護師

# 医療療養病床（20対1・25対1）と介護療養病床の現状

療養病床については、医療法施行規則に基づき、看護師及び看護補助者の人員配置は、本則上4対1（診療報酬基準でいう20対1に相当）以上とされているが、同施行規則（附則）に基づき、経過措置として、平成30年3月31日までの間には、6対1（診療報酬基準でいう30対1に相当）以上とされている。  
※ 医療法施行規則に基づく人員配置の標準は、他の病棟や外来を合わせ、病院全体で満たす必要がある。

医療療養病床		介護療養病床	
	20対1		25対1
医師	48対1(3人以上)	48対1(3人以上)	48対1(3人以上)
看護師及び 准看護師	20対1 (医療法では4対1)	25対1 (医療法では、4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている。)	6対1 (診療報酬基準でいう30対1に相当) (医療法では、4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている。)
看護補助者	20対1 (医療法では、4対1)	25対1 (医療法では、4対1が原則だが、29年度末まで経過的に6対1が認められている。)	—
介護職員	—	—	6対1
施設基準	6.4m <sup>2</sup> 以上	6.4m <sup>2</sup> 以上	6.4m <sup>2</sup> 以上
設置の根拠	医療法(病院・診療所)	医療法(病院・診療所)	医療法(病院・診療所)
病床数	約13.7万床(※1)	約7.6万床(※1)	約6.1万床(※2)
財源	医療保険	医療保険	介護保険
報酬(例)(※3)	療養病棟入院基本料1	療養病棟入院基本料2	療養機能強化型A、療養機能強化型B、その他

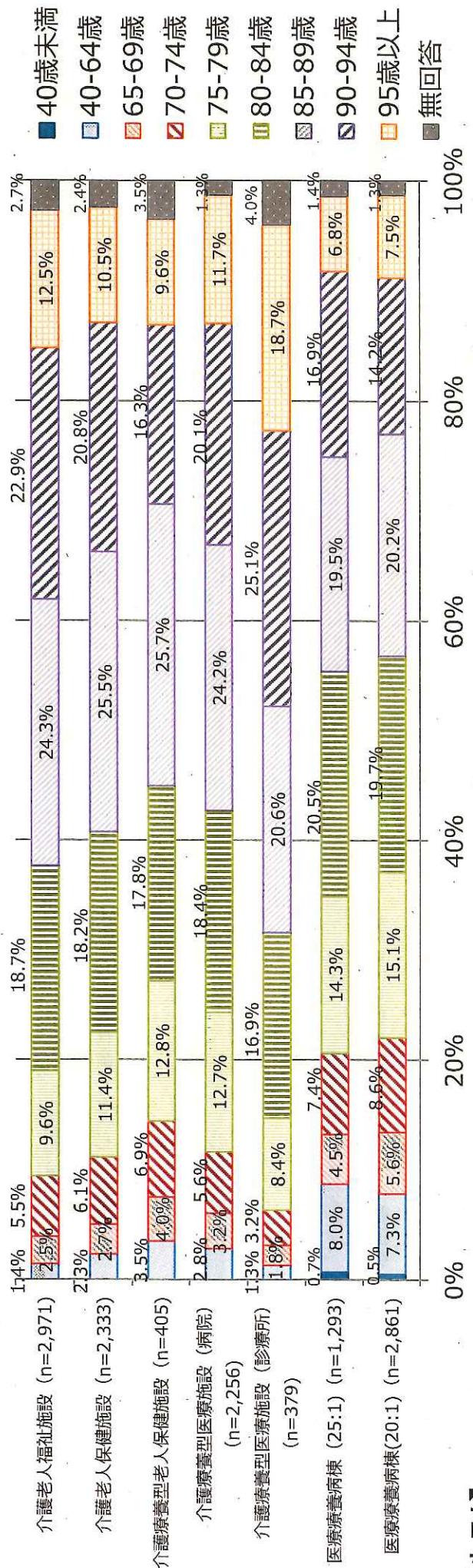
(※1) 施設基準届出(平成26年7月1日現在)

(※2) 病院報告(平成27年8月分概数)

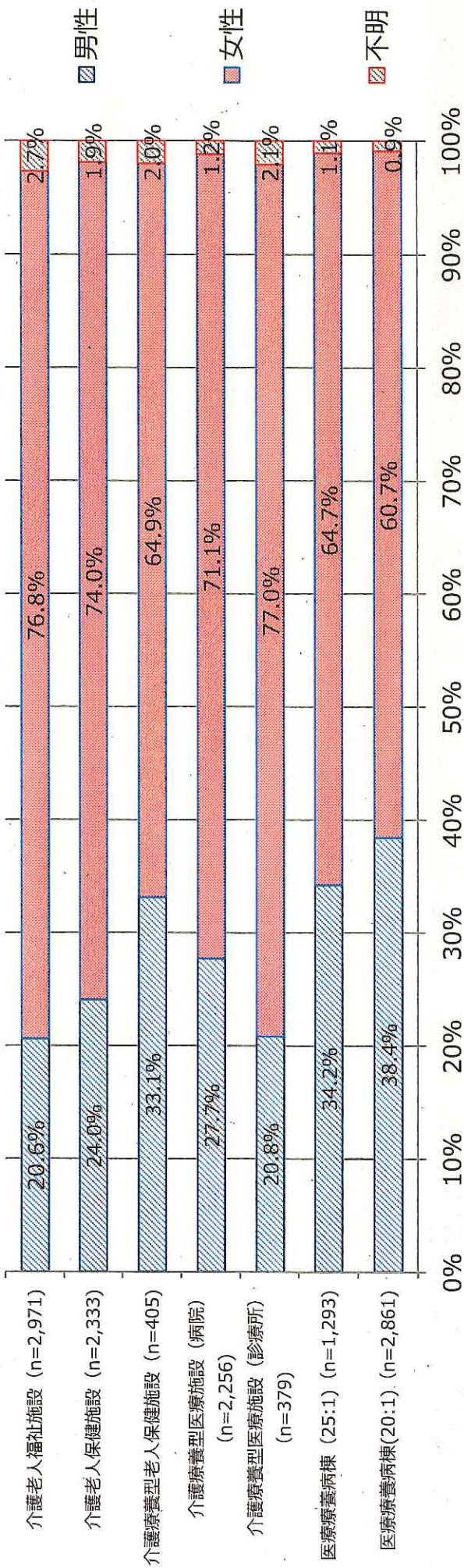
(※3) 療養病棟入院基本料は、医療区分・ADL区分等に基づく患者分類に基づき評価。介護療養施設サービス費は、要介護度等に基づく分類に基づき評価。

# 入院患者／入所者の年齢・性別

## 【年齢】



## 【性別】



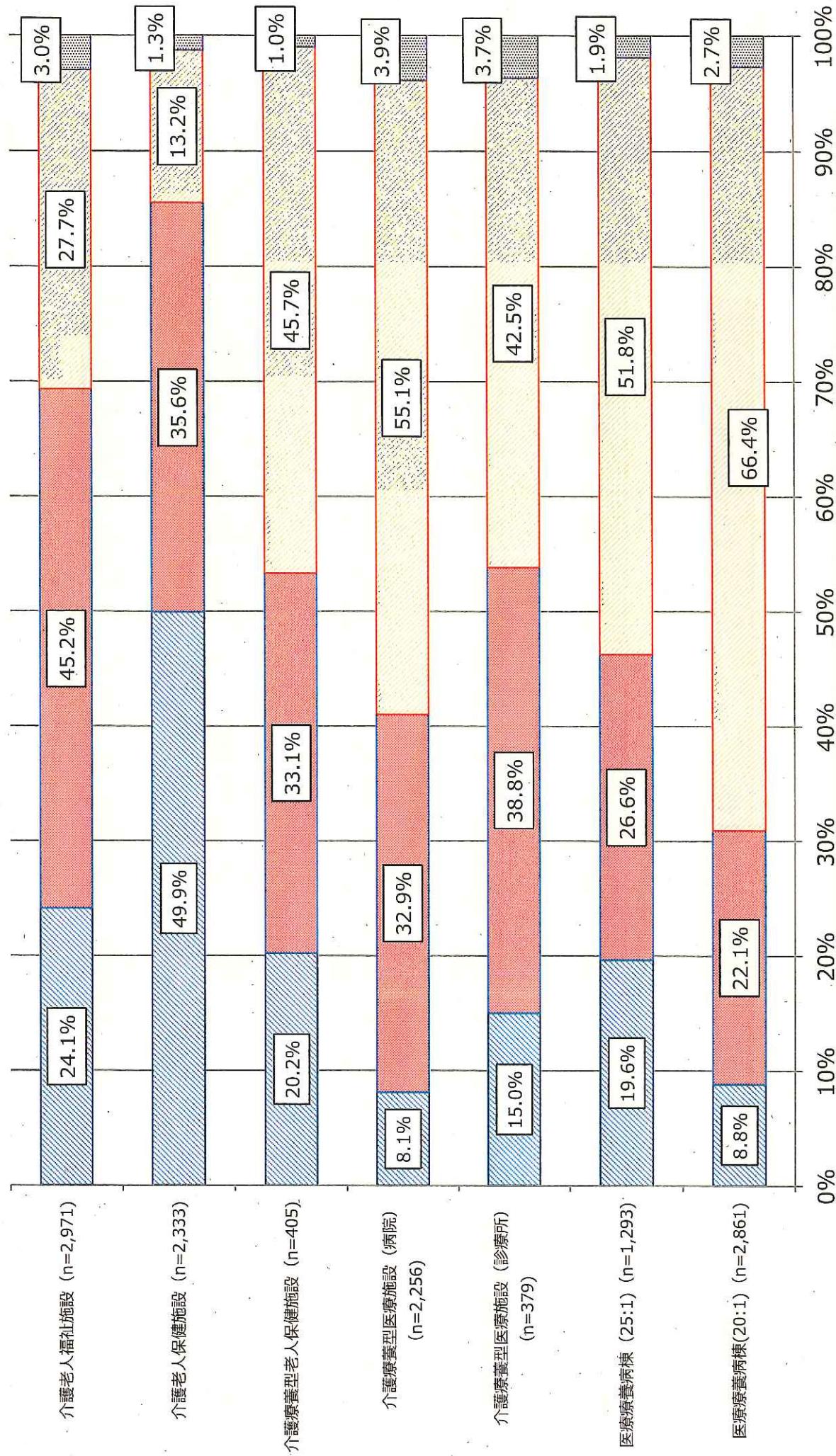
# 入院患者／入所者の要介護度



平成25年度老人保健事業推進費等補助金：医療ニーズを有する高齢者の実態に関する横断的な調査研究事業  
(公益社団法人全日本病院協会)

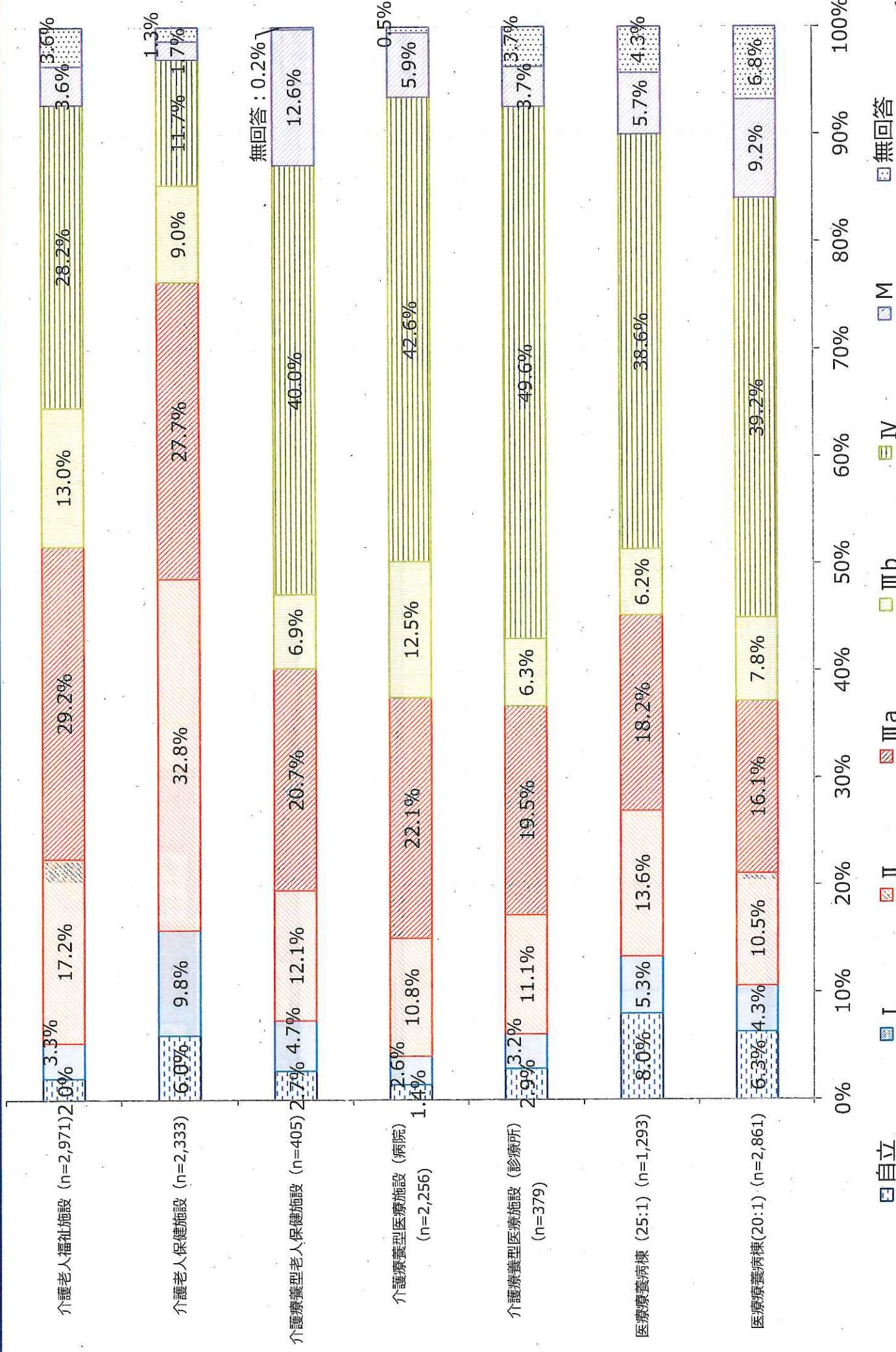
■ 要支援1 ■ 要支援2 ■ 要介護1 ■ 要介護2 ■ 要介護3 ■ 要介護4 ■ 要介護5 ■ 未申請・申請中 □ 非該当 □ 不明

# 入院患者／入所者のADL区分

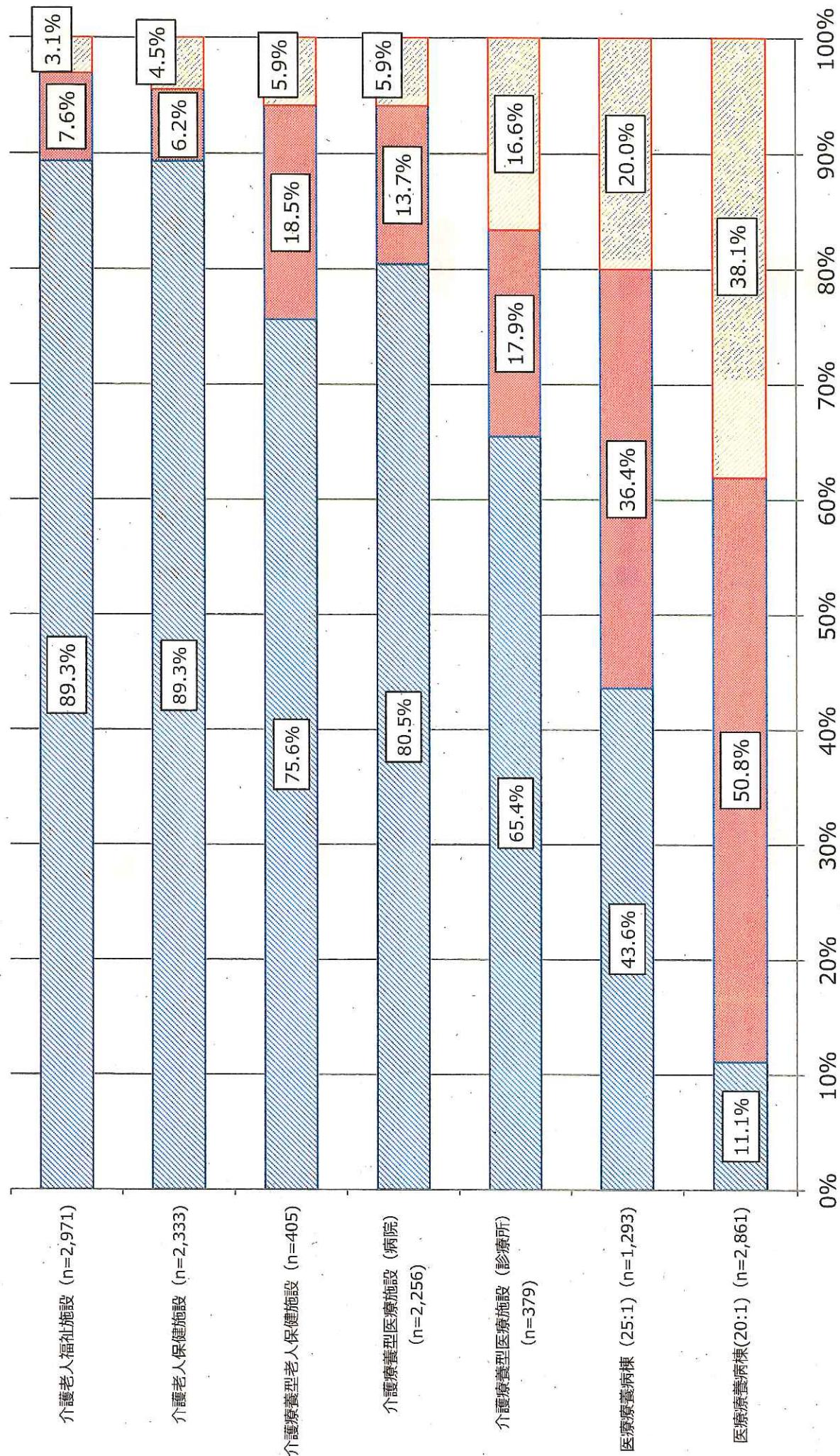


■ ADL区分1 ■ ADL区分2 ■ ADL区分3 ■ 不明

# 認知症高齢者の日常生活自立度



# 八院患者／八所者の医療区分

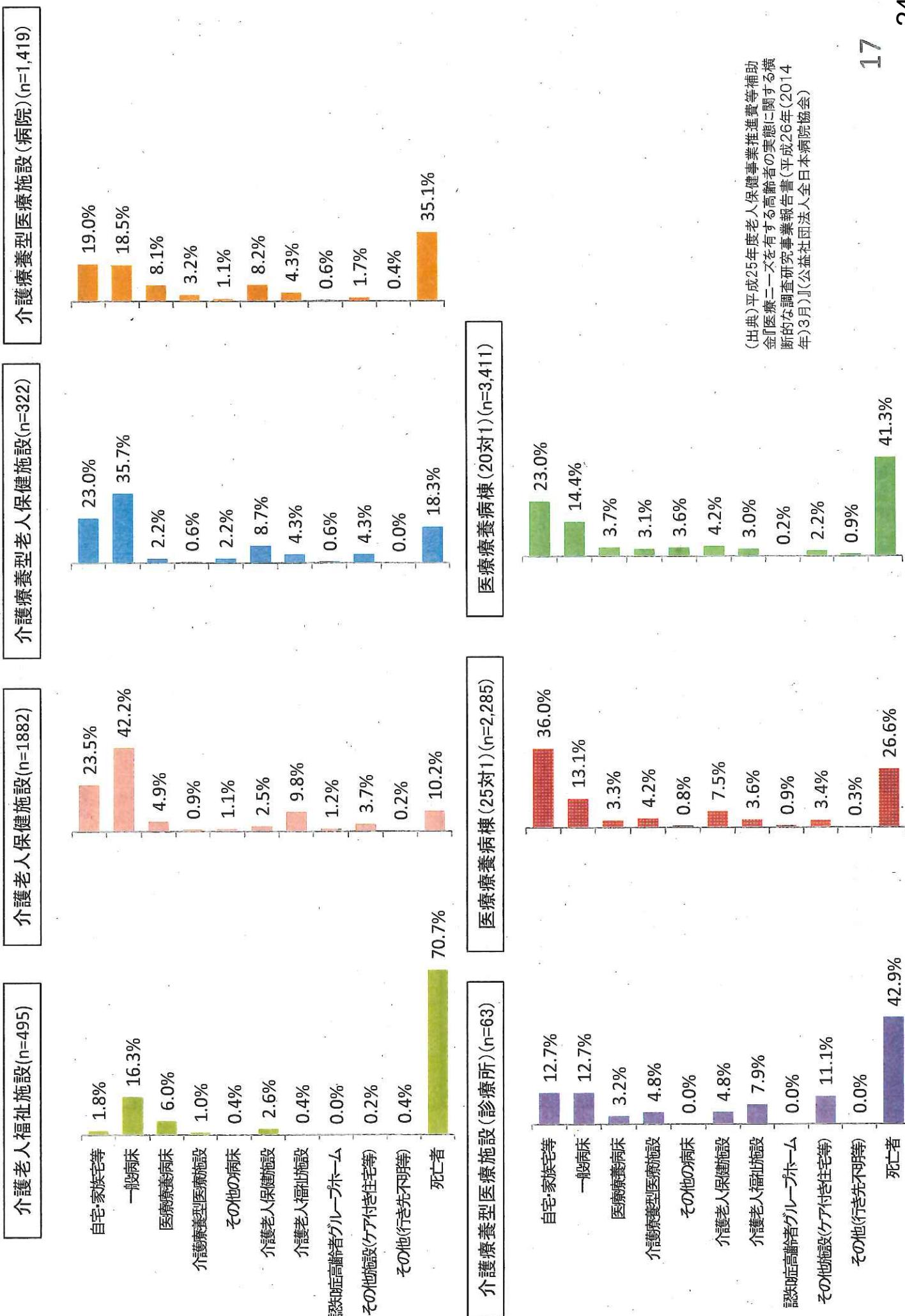


■ 医療区分 1

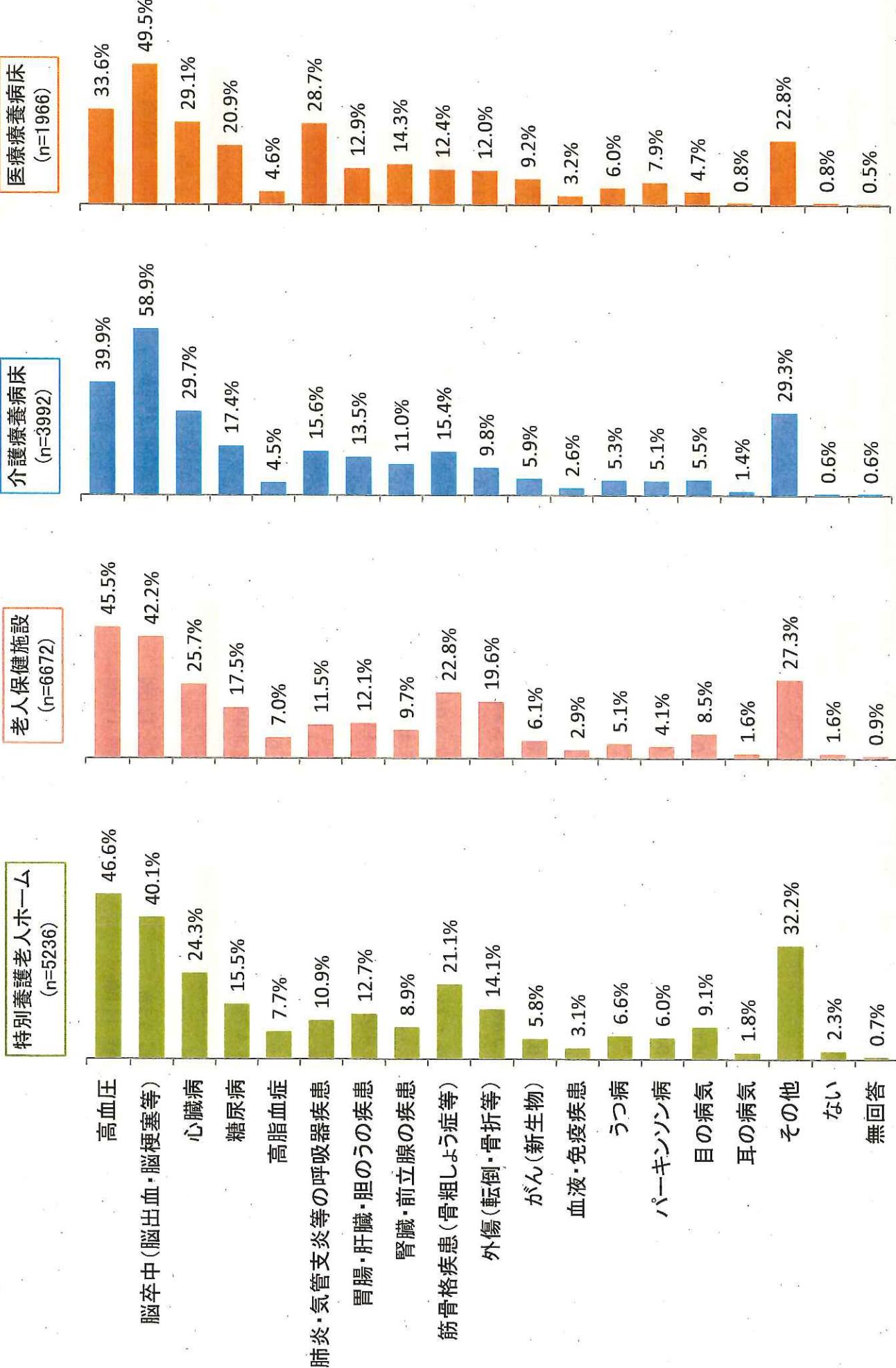
■ 医療区分 2

■ 医療区分 3

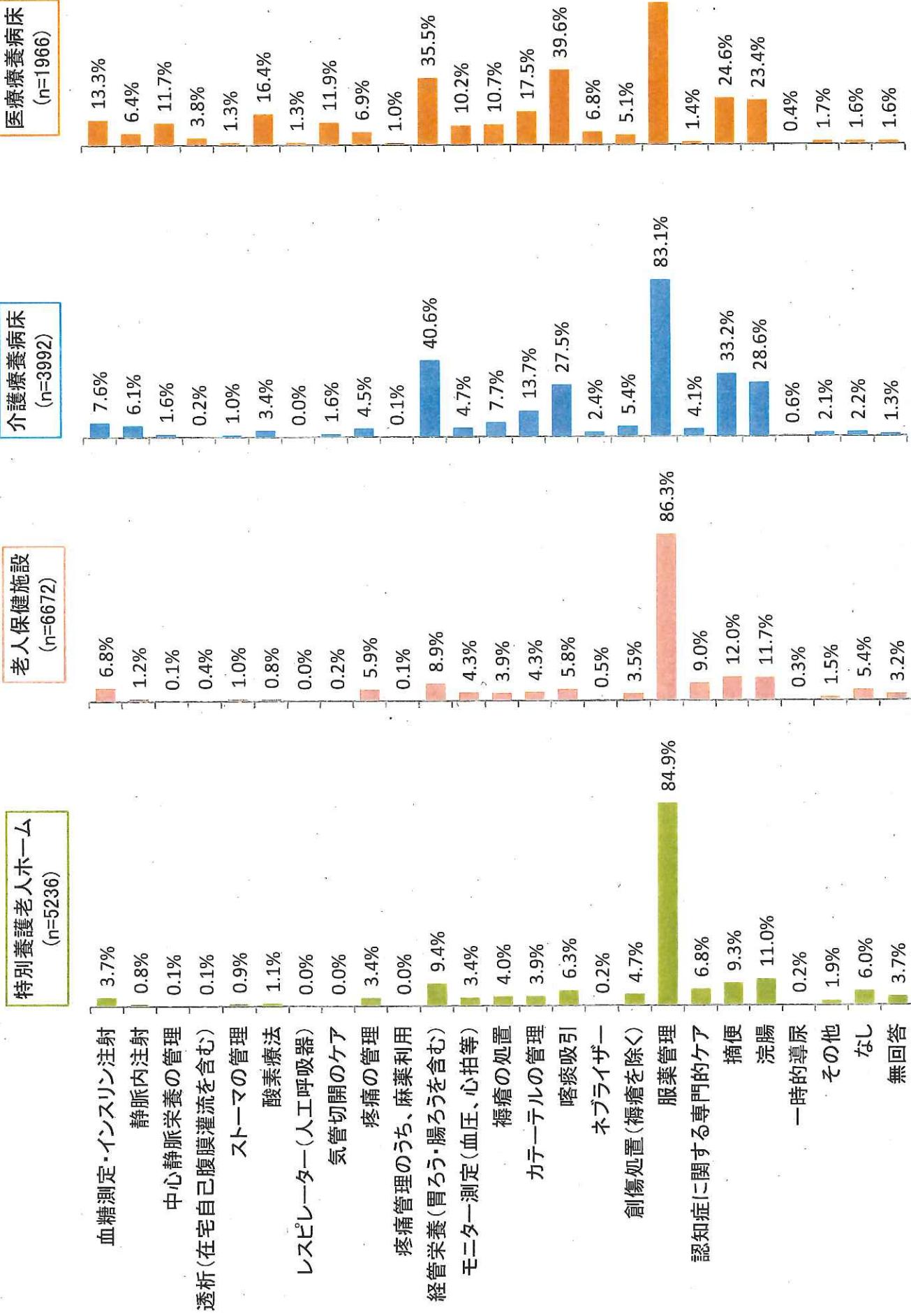
# 退院／退所後の行き先



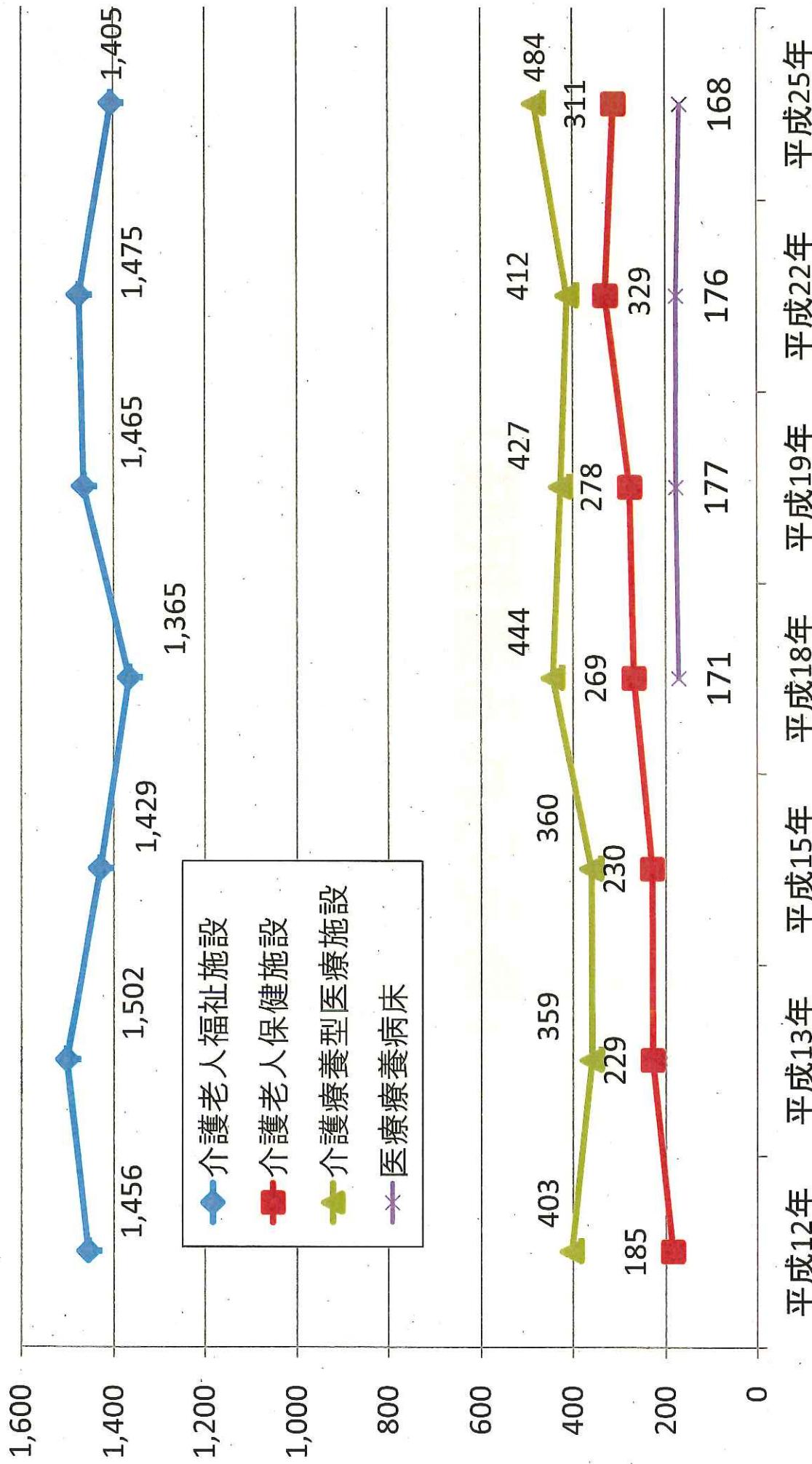
# 有している傷病（複数回答）



# 現在受けている治療（複数回答）



## 平均在所・在院日数



注：平均在所日数の調査が行われた年度を記載。

出典：厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」，病院報告（平成25年、平成22年、平成19年、平成18年）

(考え方られる選択肢)

# 慢性期の医療・介護ニーズへ対応するためのサービス提供類型（イメージ）

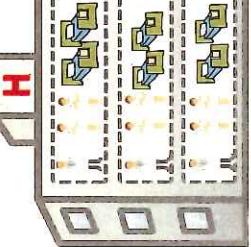
**医療機関  
(医療機能病床  
20対1)**

## 医療機能を内包した施設系サービス

患者像に併せて柔軟な人員配置、財源設定等  
ができるよう、2つのパターンを提示

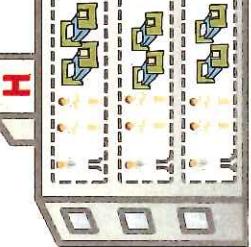
- 医療区分ⅡⅢを中心とする者
- 医療の必要性が高い者

施設



- 医療区分Ⅰを中心として、長期の医療・介護が必要
- 医療の必要性は多様だが、高く、容体が急変するリスクがある者

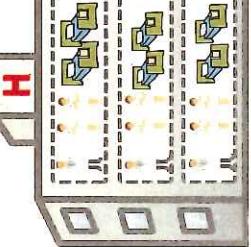
施設



**新(案1-1)**

- 医療区分Ⅰを中心として、長期の医療・介護が必要
- 医療の必要性は多様だが、高く、容体は比較的安定した者

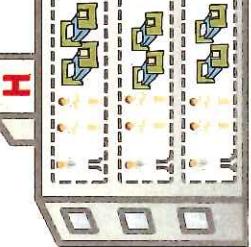
施設



**新(案1-2)**

- 医療区分Ⅰを中心として、長期の医療・介護が必要
- 医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者

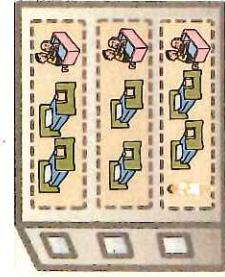
施設



## 医療を外から提供する、居住スペースと医療機関の併設

- 医療機能の集約化等により、20対1病床や診療所に転換
- 残りスペースを居住スペースに

現行の特定施設入居者生活介護

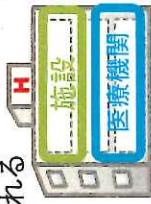


+  
診療所等

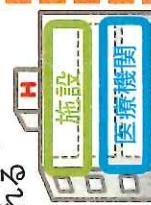
- 医療区分Ⅰを中心として、長期の医療・介護が必要
- 医療の必要性は多様だが、容体は比較的安定した者

- 多様な介護ニーズに対応

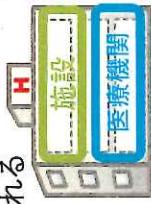
(注) 居住スペースと医療機関の併設について、現行制度における限りでは可能だが、移行を促進する観点から、個別の類型としての基準の緩和について併せて検討することも考えられる。



▶実際に想定される  
医療機関との組み合わせ例



▶実際に想定される  
医療機関との組み合わせ例



▶実際に想定される  
医療機関との組み合わせ例